

令和5年版

肥後っ子のシグナル



令和4年10月修復完了
青井阿蘇神社 榎橋



肥後っ子を
守ろう!
伸ばそう!
育てよう!

熊本県警察シンボลมスコット
「ゆっぴー」



青井阿蘇神社 楼門

熊本県警察本部

はじめに

熊本県内の少年非行情勢を見ますと、平成15年以降、検挙・補導人員は減少傾向の流れにありましたが、令和3年にその数は増加に転じ、令和4年中も、刑法犯少年・特別法犯少年のいずれも前年比で増加しました。

特に、大麻に関する薬物事犯で検挙された少年は13人と、前年の5人から大きく増加しており、若者への大麻のまん延が危惧されるところです。

また、刑法犯少年を学職別で見ますと、小学生、中学生の検挙・補導が刑法犯少年総数の半数近くを占め、非行の低年齢化が顕著となっているほか、罪種別では暴行、傷害や美人局を背景とした恐喝等の粗暴犯が増加し、放火、強制性交等といった凶悪犯も増加するなど、行為に凶悪・悪質化の傾向が見られます。

一方、少年の被害状況については、SNS等を通じて言葉巧みに騙され、裸の映像を送らせられる児童ポルノ被害や、相手と直接会って性被害に遭う児童の性的搾取等事犯の被害が後を絶ちません。

さらに、児童虐待事案として児童相談所へ通告した人数は過去最高の1,669人、いじめ相談は55件を数え、少年が安心して過ごせるはずの家庭や学校でもその安全が脅かされています。

県警察では、このような情勢を踏まえ、コロナ禍でも非行防止教室や保護者教室が開催できるようなオンラインの整備、啓発動画の制作・配信、少年の居場所づくり活動や少年相談の充実、悪質な福祉犯の取締り強化など少年の非行及び被害を防止するための各種施策を推進しているところです。

しかしながら、これらの施策を効果的に推進するためには、少年警察ボランティアを始めとする関係機関・団体、地域の方々の御理解と御協力が不可欠であります。

県警察としましても、今後も少年を取り巻く環境浄化対策等に取り組んで参りますので、引き続き、皆様の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、令和4年中における少年非行概況等を取りまとめましたので、少年の健全育成活動の一助として御活用いただければ幸いです。

令和5年3月

熊本県警察本部
生活安全部長

この資料に使った用語の説明

犯罪少年	罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年
特定少年	罪を犯した 18・19 歳の少年
触法少年	14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
刑法犯少年	刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び同法に触れる行為をした触法少年の総称
特別法犯少年	刑法以外の刑罰法令に違反する行為をした犯罪少年及び同法令に触れる行為をした触法少年の総称。ただし、道路交通関係法令に規定する罪を除く。
ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 18 歳未満の少年
不良行為少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他の自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
初発型非行	他の犯罪の入口になることが多い、万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の総称
福祉犯	少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪
被害少年	犯罪その他の少年の健全育成を阻害する行為により被害を受けた少年
S N S	多人数とコミュニケーションをとれるウェブサイト等で、通信ゲームを含む（出会い系サイトは除く。）。
人口比	同年齢層の少年人口 1,000 人当たりの検挙・補導人員

※ △は前年に比べて減少を示す。

※ 統計図表中の構成比は、四捨五入で算出しているため、統計が必ずしも 100.0 にならない場合がある。

目次

INDEX

第1	少年法改正と令和4年中における少年非行等の特徴点	1
第2	全国との比較	2
1	刑法犯少年の年別推移	2
2	刑法犯総検挙人員に占める少年の割合	4
3	刑法犯少年の人口比	5
第3	県下の非行情勢	6
1	年別推移	6
2	刑法犯少年	7
(1)	罪種別	7
(2)	学職・年齢別	9
(3)	警察署別	10
(4)	動機・原因別	11
(5)	主な検挙事例	11
(6)	再非行者率	12
3	特別法犯少年	13
(1)	違反法令別	13
(2)	学職・年齢別	14
(3)	少年の薬物乱用状況	14
4	交通関係	15
(1)	少年の交通違反検挙・補導状況	15
(2)	暴走族等に係る「共同危険行為」の検挙・補導状況	15
5	不良行為少年	16
第4	少年の被害状況	17
1	少年被害の刑法犯認知件数	17
2	福祉犯	18
(1)	福祉犯の検挙状況	18
(2)	福祉犯被害少年の状況	18
(3)	インターネット利用に起因する福祉犯の被害状況	19
第5	少年相談	20
第6	少年の非行防止・保護対策	21
◎	非行少年を生まない社会づくり	21
◎	保護者の方へ	22
◎	児童虐待の現状	24
◎	いじめ事案の現状	25
◎	薬物乱用防止対策	26
◎	インターネット利用による犯罪被害防止対策①	27
◎	インターネット利用による犯罪被害防止対策②	28
◎	学校等警察連絡協議会	29
◎	熊本県学校・警察相互連絡制度	29
◎	少年警察ボランティア	30
◎	スクールサポーター	31
◎	少年事件手続きの流れ（概要）	32
◎	肥後っ子サポートセンター	34

少年法改正と令和4年中における少年非行等の特徴点

1 少年法改正

成年年齢の引下げ等の社会情勢を踏まえて、令和4年4月1日から、少年法が改正となりました。

改正後の少年法では、18歳及び19歳の少年を「特定少年」と定義し、特定少年に係る事件（犯行時に18歳及び19歳）については、刑事処分を相当とする範囲が拡大されるとともに、公訴が提起された場合（略式手続きを除く。）における実名の広報が可能となりました。

2 令和4年中における少年非行等の特徴点

① 刑法犯少年

- ◎ 刑法犯少年は260人で、前年比18人（7.4%）増加
- ◎ 触法少年の補導人員は83人で、前年比2人（2.5%）増加
- ◎ 全刑法犯の11.6%は少年
- ◎ 54.2%は窃盗犯
- ◎ 44.6%は万引きなどの初発型非行
- ◎ 検挙した少年の14.6%は非行歴のある少年（再非行）

② 特別法犯少年

- ◎ 特別法犯少年は69人で、前年比19人（38.0%）増加
- ◎ 薬物乱用少年は、大麻事犯で13人を検挙

③ 不良行為少年

- ◎ 不良行為少年は968人で、前年比251人（35.0%）増加
- ◎ 学職別では「高校生」、行為別では「深夜はいかい」が最多

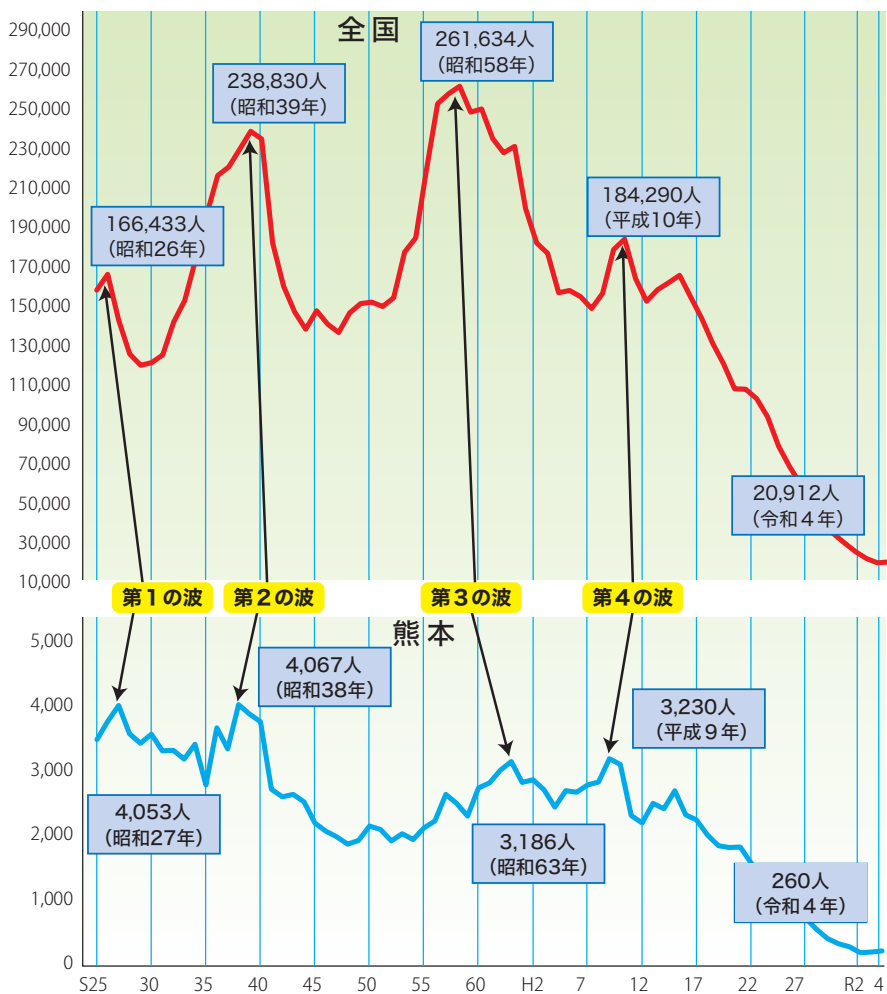
④ 福祉犯

- ◎ 検挙人員は68人で、前年比5人（6.8%）減少
- ◎ 被害少年は66人で、80.3%は女子
- ◎ インターネットに起因する被害が高い水準で推移

第2 全国との比較

1 刑法犯少年の年別推移

- 近年の刑法犯少年は減少傾向にありましたが、全国では令和4年に増加しており、県内では、令和3年から増加に転じています。
- 県内の令和4年中の刑法犯少年は260人で、戦後第4の波を形成した平成9年の3,230人に比べると、2,970人(92.0%)減少しています。



(注) 昭和41年以降は、交通関係業務上過失致傷を除く。

戦後の少年非行は、その時代の社会情勢を背景として4つの大きな波を形成しながら推移し、今日に至っています。

昭和27年をピークとする第1の波（戦後の混乱期）

敗戦の社会的混乱や経済的困窮から立ち直りを見せ始めた時期で、食べるため、生きるための年長少年による盗みが多発した時期です。全国は、昭和26年にピークを形成しています。

昭和38年をピークとする第2の波（経済の高度成長期）

戦後のベビーブームに生まれた子供たちが思春期を迎え、急激な経済成長による都市化の進展、価値観の変化によるモラルの低下、享乐的風潮などを背景に、番長と呼ばれるリーダーのもとで社会に適應できない少年等がグループを構成し、グループによる凶悪犯、粗暴犯が多発した時期で、戦後最多の4,067人を検挙しています。

全国は、昭和39年にピークを形成しています。

昭和63年をピークとする第3の波（経済の安定成長期）

経済的により一層豊かになるとともに、核家族化、価値観の多様化、享乐的風潮などが進み、校内暴力、低年齢層の少年による遊び感覚の初発型非行が多発した時期です。

全国は、昭和58年に戦後最大のピークを形成しています。

平成9年をピークとする第4の波（社会構造の変換期）

バブル経済の崩壊後、社会全体の規範意識や地域の連帯意識が低下して、少年の凶悪事件が深刻化し、薬物乱用や女性の性非行も高水準で推移した時期です。

全国は、平成10年にピークを形成しています。

近年の少年非行情勢

少子化が進み、非行総数は平成15年のピークから、減少傾向にありましたが、熊本は令和3年に前年比増加に転じ、令和4年も前年比増加となりました。

全国でも、減少傾向にあったところ、令和4年は前年比増加に転じています。

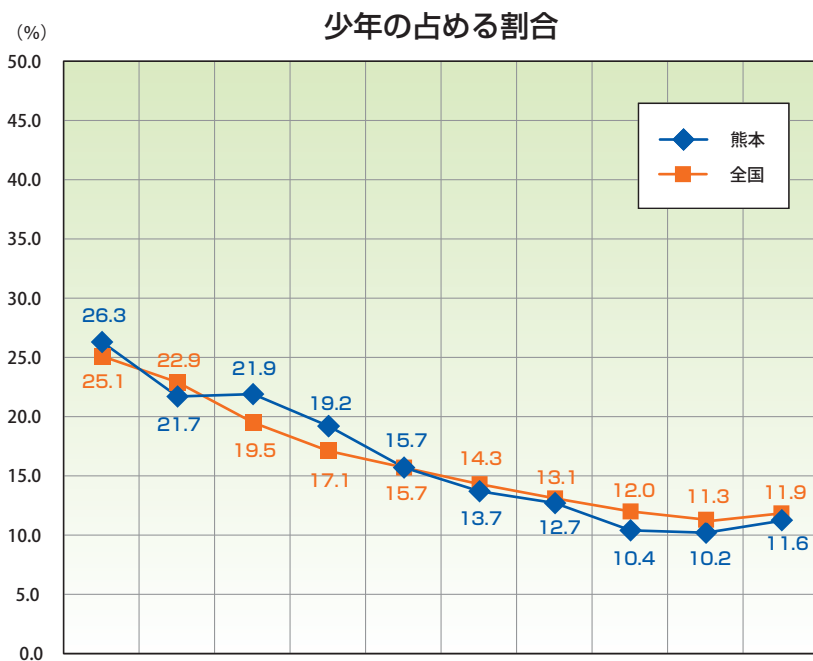
万引きなどの初発型非行が高水準で推移するとともに、スマートフォンが少年にも広がる中、インターネット利用による犯罪被害も多発しています。

2 全国との比較

2 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合

刑法犯総検挙人員の 11.6%は少年

- 県内の刑法犯総検挙人員2,233人に占める少年(触法少年を含む。)の割合は11.6%(260人)で、前年に比べて1.4ポイント増加しています。
- 全国の刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は11.9%で、前年に比べて0.6ポイント増加しています。

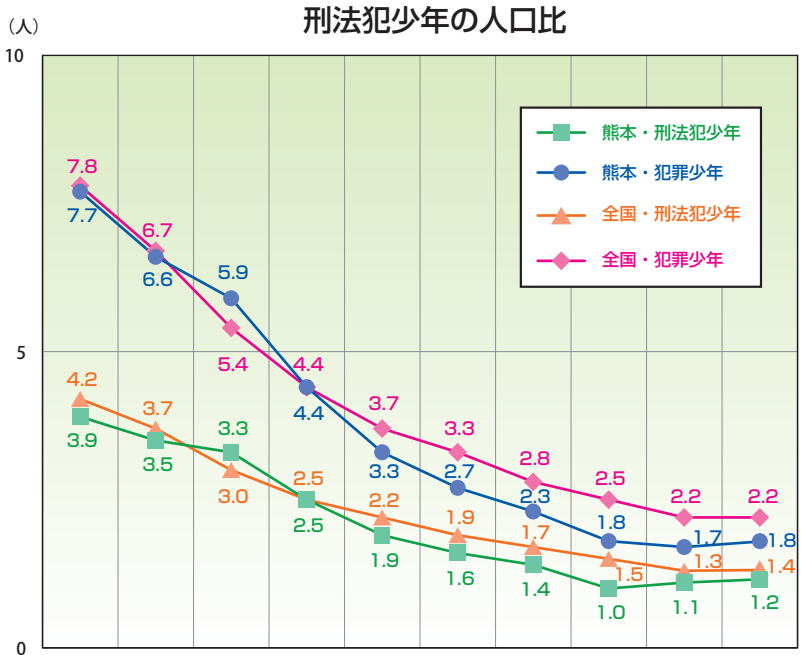


区分		年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
熊本	総検挙人員		3,557	3,800	3,491	3,083	2,868	2,698	2,547	2,226	2,383	2,233
	うち少年		935	824	766	592	449	370	323	232	242	260
	占める割合		26.3	21.7	21.9	19.2	15.7	13.7	12.7	10.4	10.2	11.6
全国	総検挙人員		275,078	262,961	249,114	234,963	223,314	213,063	198,769	187,668	180,622	175,434
	うち少年		69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912
	占める割合		25.1	22.9	19.5	17.1	15.7	14.3	13.1	12.0	11.3	11.9

3 刑法犯少年の人口比

刑法犯少年の人口比は 1,000 人当たり 1.2 人

- 県内では、6歳以上の少年人口 1,000人当たり 1.2人(全国 1.4人)が検挙・補導されており、前年に比べて 0.1人増加しています。
- 犯罪少年の場合、14歳以上の少年人口 1,000人当たり 1.8人(全国 2.2人)が検挙されており、前年に比べて 0.1人増加しています。
- 県内の刑法犯少年及び犯罪少年の人口比ともに、全国を下回っています。



区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
熊本	刑法犯少年	3.9	3.5	3.3	2.5	1.9	1.6	1.4	1.0	1.1	1.2
	うち犯罪少年	7.7	6.6	5.9	4.4	3.3	2.7	2.3	1.8	1.7	1.8
全国	刑法犯少年	4.2	3.7	3.0	2.5	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.4
	うち犯罪少年	7.8	6.7	5.4	4.4	3.7	3.3	2.8	2.5	2.2	2.2

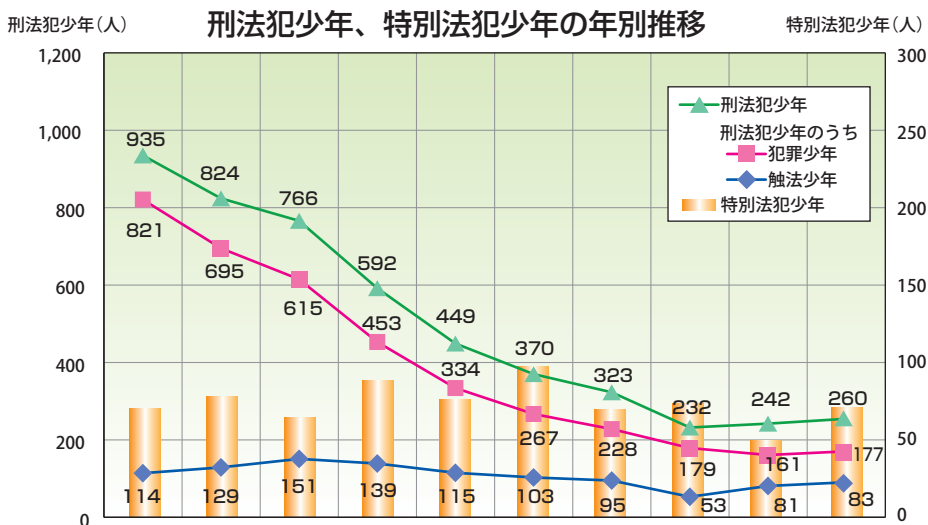
※ 全国の少年人口：6歳～19歳…………… 1,499万6,000人
 14歳～19歳…………… 666万2,000人
 熊本の少年人口：6歳～19歳…………… 22万2,869人
 14歳～19歳…………… 9万6,272人

(全国：令和3年 10月1日現在、熊本県：令和4年 10月1日現在～推計人口)

第3 県下の非行情勢

1 年別推移

- 刑法犯少年は、令和3年以降、増加傾向で推移しています。
- 令和4年中の刑法犯少年は260人で、前年に比べて18人(7.4%)増加しています。
- 犯罪少年は177人で、前年に比べて16人(9.9%)増加し、触法少年は83人で、前年に比べて2人(2.5%)増加しています。
- 特別法犯少年は69人で、前年に比べて19人(38.0%)増加しています。



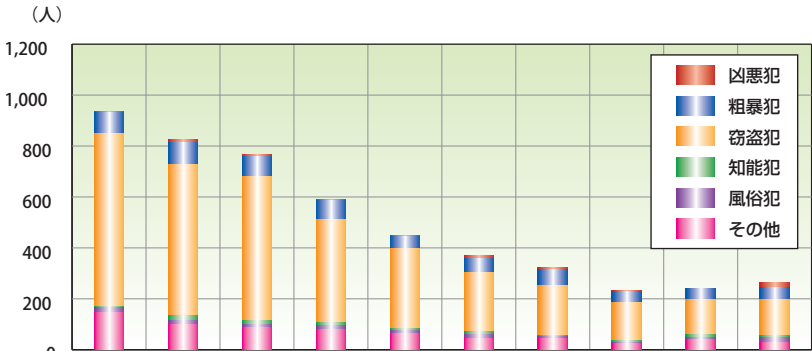
区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
刑法犯少年	刑法犯少年	935	824	766	592	449	370	323	232	242	260
	犯罪少年	821	695	615	453	334	267	228	179	161	177
	触法少年	114	129	151	139	115	103	95	53	81	83
特別法犯少年	特別法犯少年	71	79	65	89	77	98	70	74	50	69
	犯罪少年	64	73	59	77	68	93	67	68	50	62
	触法少年	7	6	6	12	9	5	3	6	0	7
△ 犯少年		12	12	4	4	6	5	4	1	3	4

2 刑法犯少年

(1) 罪種別

- 罪種別では、窃盗犯が最も多く全体の54.2%を占め、次いで暴行・傷害・恐喝等の粗暴犯が18.1%となっています。
- 窃盗犯は141人で、前年に比べ2人（1.4%）増加しています。
- 粗暴犯は47人で、前年に比べ6人（14.6%）増加しています。
- 凶悪犯は15人で、前年に比べ13人（650.0%）増加しています。
- その他には、器物損壊（16人）、占有離脱物横領（8人）などが含まれています。

罪種別検挙人員



区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
総数(人)		935	824	766	592	449	370	323	232	242	260
凶悪犯	殺人(未遂を含む)	3	11	6	5	3	10	6	5	2	15
	強盗(未遂を含む)	0	0	1	2	0	0	0	3	0	0
	放火	3	10	3	0	1	1	3	1	0	1
	強制性交等	0	0	1	0	1	3	3	0	0	7
		0	1	1	3	1	6	0	1	2	7
粗暴犯	暴行	81	84	81	77	49	57	64	41	41	47
	傷害	27	33	28	37	18	22	18	6	14	19
	脅迫・強要	41	42	34	37	25	24	27	20	13	22
	恐喝	1	3	4	1	3	2	5	0	2	2
		12	6	15	2	3	9	14	15	12	4
窃盗犯	強盗	681	594	565	404	315	233	198	150	139	141
	侵入盗	63	19	34	10	16	15	16	11	8	12
	非侵入盗	430	336	403	282	229	167	149	114	97	88
	乗り物盗	188	239	128	112	70	51	33	25	34	41
知能犯	詐欺	6	19	14	10	8	11	4	6	10	6
	うち詐欺	6	18	13	9	8	11	3	5	10	4
風俗犯	器物損壊	16	18	13	16	11	15	7	6	10	16
	うち強制わいせつ	13	10	8	14	6	6	5	5	5	13
その他		148	98	87	80	63	44	44	24	40	35

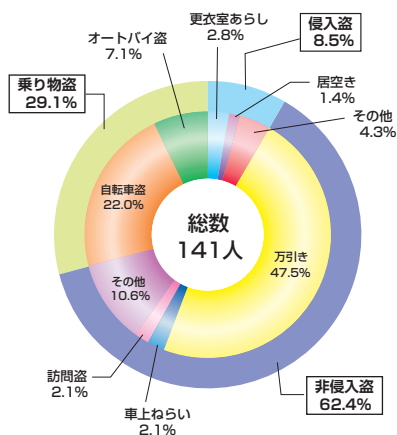
3 県下の非行情勢

◎ 窃盗犯

窃盗犯の47.5%は万引き

- 窃盗犯のうち、非侵入盗が62.4%を占めています。
- 手口別では、万引きが67人で最も多く、窃盗犯全体の47.5%を占め、次いで、自転車盗が31人(22.0%)となっています。

区分	年次	4年	3年	増減数	増減率(%)
総数(人)		141	139	2	1.4
侵入盗	侵入盗	12	8	4	50.0
	更衣室あらし	4	0	4	-
	居空き	2	0	2	-
	その他	6	8	△2	△25.0
非侵入盗	非侵入盗	88	97	△9	△9.3
	万引き	67	75	△8	△10.7
	車上ねらい	3	0	3	-
	訪問盗	3	1	2	200.0
	その他	15	21	△6	△28.6
	乗り物盗	41	34	7	20.6
乗り物盗	自転車盗	31	28	3	10.7
	オートバイ盗	10	6	4	66.7
	自動車盗	0	0	0	-

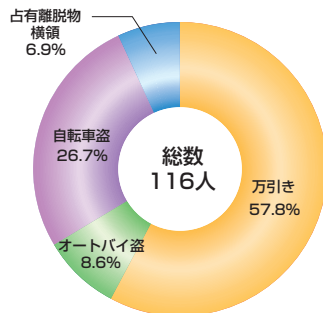


◎ 初発型非行

刑法犯少年の44.6%は初発型非行

- 初発型非行は116人で、前年に比べて4人(3.6%)増加しています。
- 刑法犯少年の総数に占める割合は44.6%と依然として高い水準にあります。
- 最も多いのは万引きで、初発型非行の57.8%を占めています。

区分	年次	4年	3年	増減数	増減率(%)
初発型非行		116	112	4	3.6
万引き		67	75	△8	△10.7
オートバイ盗		10	6	4	66.7
自転車盗		31	28	3	10.7
占有離脱物横領		8	3	5	166.7



(2) 学職・年齢別

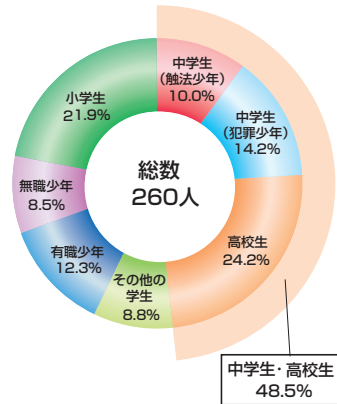
刑法犯少年の48.5%は中・高校生

- 学職別では、中学生と高校生が同数の63人（それぞれ全体の24.2%）で最も多く、中学生と高校生が、全体の48.5%を占めています。
- 令和3年と比べると、増加した人数が最も多いのは、中学生となっています。

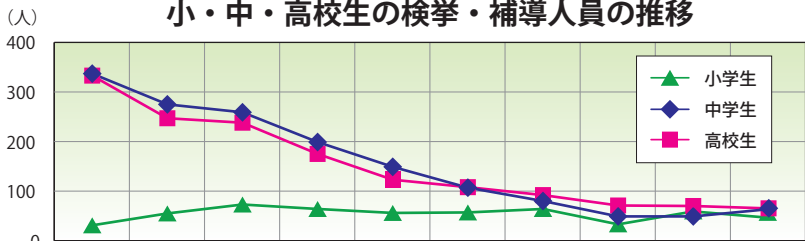
年齢別動向

- 年齢別では、19歳が37人で最も多くなっています。
- 令和3年と比べると、11歳以下、16歳、18歳が減少し、他は増加しています。

区分	年次	4年	3年	増減数	増減率(%)
総数(人)		260	242	18	7.4
小学生		57	59	△2	△3.4
中学生		63	49	14	28.6
触法少年		26	22	4	18.2
犯罪少年		37	27	10	37.0
高校生		63	70	△7	△10.0
その他の学生		23	14	9	64.3
有職少年		32	40	△8	△20.0
無職少年		22	10	12	120.0
11歳以下		48	51	△3	△5.9
12歳		15	14	1	7.1
13歳		20	16	4	25.0
14歳		23	13	10	76.9
15歳		28	27	1	3.7
16歳		29	39	△10	△25.6
17歳		35	33	2	6.1
18歳		25	28	△3	△10.7
19歳		37	21	16	76.2



小・中・高校生の検挙・補導人員の推移



区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
小学生		31	55	73	64	56	57	64	33	59	57
中学生		337	275	259	199	149	107	80	49	49	63
高校生		333	247	238	175	123	108	92	71	70	63

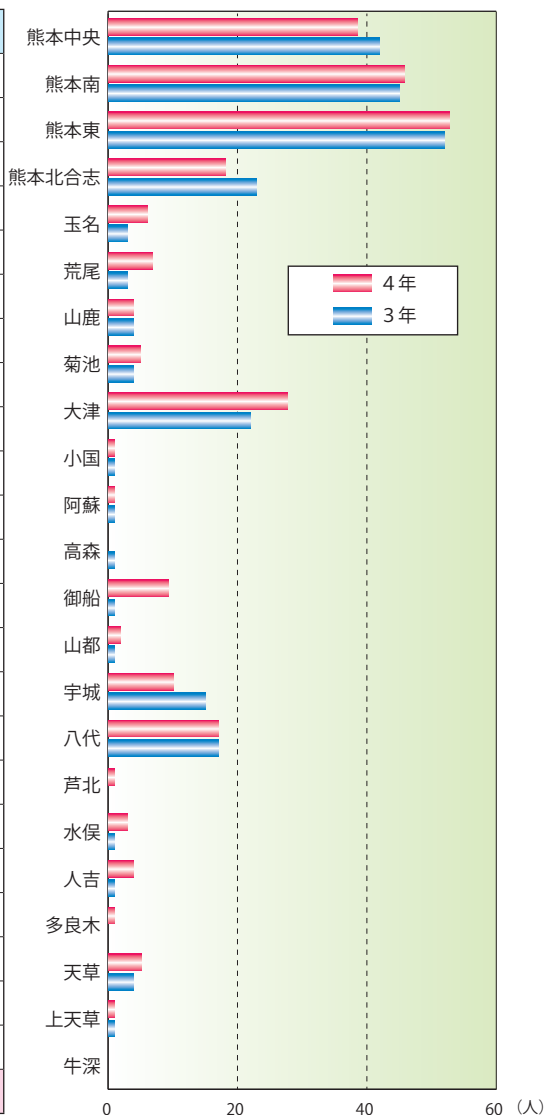
3 県下の非行情勢

(3) 警察署別

熊本市を管轄する4警察署で59.6%を検挙・補導

- 熊本市を管轄する4警察署で155人、全体の59.6%を検挙・補導しています。
- 前年に比べ、13署増加、4署減少、6署同数です。

年次	4年	3年	増減数	増減率(%)
警察署				
熊本中央	38	42	△4	△9.5
熊本南	46	45	1	2.2
熊本東	53	52	1	1.9
熊本北合志	18	23	△5	△21.7
玉名	6	3	3	100.0
荒尾	7	3	4	133.3
山鹿	4	4	0	0.0
菊池	5	4	1	25.0
大津	28	22	6	27.3
小国	1	1	0	0.0
阿蘇	1	1	0	0.0
高森	0	1	△1	△100.0
御船	9	1	8	800.0
山都	2	1	1	100.0
宇城	10	15	△5	△33.3
八代	17	17	0	0.0
芦北	1	0	1	-
水俣	3	1	2	200.0
人吉	4	1	3	300.0
多良木	1	0	1	-
天草	5	4	1	25.0
上天草	1	1	0	0.0
牛深	0	0	0	-
総数	260	242	18	7.4

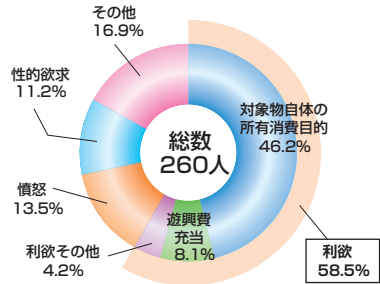


(4) 動機・原因別

「利欲」が全体の 58.5%

- 非行に走った原因・動機では、「利欲」が最も多く、全体の 58.5% を占め、次に「憤怒」となっており、単純な動機から安易に非行に走る傾向がうかがえます。
- 「性的欲求」は 29 人で、前年比 13 人増となっており増加傾向にあります。

区分	年次	4年	3年	増減数	増減率(%)
総数(人)		260	242	18	7.4
利	欲	152	150	2	1.3
	対象物自体の 所有消費目的	120	111	9	8.1
	遊興費充当	21	33	△12	△36.4
	その他	11	6	5	83.3
憤	怒	35	32	3	9.4
性	的 欲 求	29	16	13	81.3
そ	の 他	44	44	0	0.0



(5) 主な検挙事例

粗 暴 犯

有職少年らによる恐喝事件

有職少年（18歳）と高校生（18歳）は、共謀し、SNSを使用して女性になりすまして連絡をとり、その後、「殴られちゃーと。」「いくら払うとや。」などと脅迫し、現金 12 万円を脅し取った。

窃 盗 犯

有職少年による窃盗事件

有職少年（19歳）は、飲食店から現金 14 万円や布袋等 3 点を盗んだ。

知 能 犯

有職少年らによる詐欺事件

有職少年（19歳）ら 2 名は、共謀し、高齢女性に息子を装って電話をかけ、現金 150 万円をだまし取った。

3 県下の非行情勢

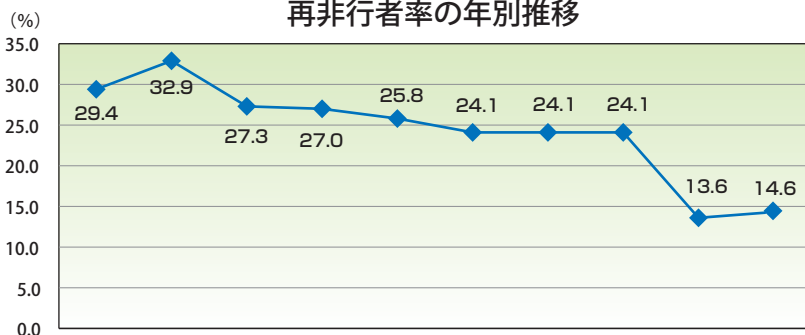
(6) 再非行者率

刑法犯少年の再非行者率は、14.6%

- 刑法犯少年のうち、初めて非行を犯した少年は222人で、全体の85.4%を占めています。
- 再非行者率は14.6%で、6人から7人に1人の割合で再非行に走っています。
- 学職別の再非行者率は、有職少年が43.8%と最も高く、次いで無職少年の40.9%となっており、有職少年・無職少年は再非行に走る傾向が高くなっています。

非行歴	学職	総数(人)	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年
	総数(人)		260	57	63	63	23	32
非行歴あり	非行歴なし	222	56	60	54	21	18	13
	1回	38	1	3	9	2	14	9
	2回	19	1	2	4	2	8	2
	3回	4	0	1	1	0	1	1
	4回	5	0	0	3	0	1	1
	5回以上	7	0	0	1	0	3	3
	5回以上	3	0	0	0	0	1	2
学職別再非行者率(%)		14.6	1.8	4.8	14.3	8.7	43.8	40.9

再非行者率の年別推移



区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
	総数(人)		935	824	766	592	449	370	323	232	242
非行歴あり	非行歴なし	660	553	557	432	333	281	245	176	209	222
	非行歴あり	275	271	209	160	116	89	78	56	33	38
再非行者率(%)		29.4	32.9	27.3	27.0	25.8	24.1	24.1	24.1	13.6	14.6

3 特別法犯少年

(1) 違反法令別

- 特別法犯で検挙・補導された少年は 69 人で、前年に比べて 19 人 (38.0%) 増加しています。
- 法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が 20人(29.0%)で最も多く、次いで熊本県迷惑行為等防止条例違反が 13 人(18.8%)となっています。

法令	年次	4年		3年		増減数	増減率(%)
総数(人)		69	(5)	50	(9)	19	38.0
児童買春・児童ポルノ禁止法		20	(3)	21	(7)	△ 1	△ 4.8
迷惑防止条例		13	(0)	3	(0)	10	333.3
大麻取締法		12	(0)	4	(0)	8	200.0
軽犯罪法		11	(0)	6	(0)	5	83.3
少年保護育成条例		8	(2)	10	(1)	△ 2	△ 20.0
銃刀法		2	(0)	0	(0)	2	-
入管法		1	(0)	0	(0)	1	-
覚醒剤取締法		1	(0)	0	(0)	1	-
麻薬等特例法		1	(0)	1	(0)	0	0.0
動物愛護法		0	(0)	3	(0)	△ 3	△ 100.0
児童福祉法		0	(0)	1	(0)	△ 1	△ 100.0
犯罪収益移転防止法		0	(0)	1	(1)	△ 1	△ 100.0
風営適正化法		0	(0)	0	(0)	0	-
ストーカー規制法		0	(0)	0	(0)	0	-
廃棄物処理法		0	(0)	0	(0)	0	-

注：() は女子で内数

次のような行為は法令に違反し、処罰の対象になります。

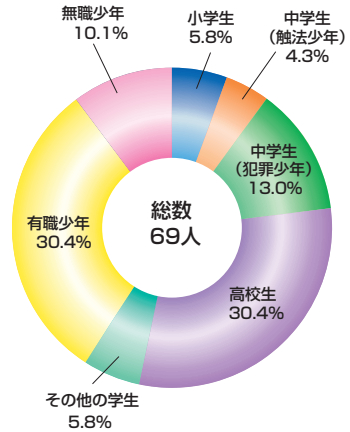
- 火事になりそうな場所で火遊びをした。 → 軽犯罪法違反
- いたずらで 110 番通報し、うその話をした。 → 熊本県少年保護育成条例違反
- 深夜、保護者の承諾を受けずに、18 歳未満の少年を車に乗せてドライブした。 → 熊本県迷惑行為等防止条例違反
- 盗撮をしようと思って公衆トイレにカメラを設置した。 → 出会い系サイト規制法違反
- 出会い系サイトに買春の相手を募集する書き込みをした。 → 銃刀法違反又は軽犯罪法違反
- 正当な理由なく(護身用等)ナイフを持ち歩いていた。
※ ナイフの形状による除外規定あり → 児童買春・児童ポルノ禁止法違反
- 18 歳未満の少年に裸の写真を撮らせて送らせた。 → 児童買春・児童ポルノ禁止法違反

3 県下の非行情勢

(2) 学職・年齢別

- 学職別では、高校生と有職少年が同数の21人で最も多く、それぞれ全体の30.4%を占めています。
- 年齢別では、19歳が21人で最も多く、全体の30.4%を占めています。

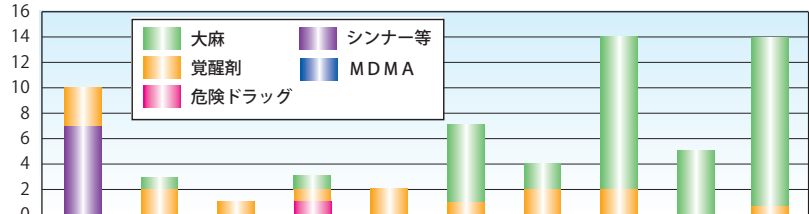
区分	年次	4年	3年	増減数	増減率(%)
総数(人)		69	50	19	38.0
小学生		4	0	4	-
中学生	触法少年	12	8	4	50.0
	犯罪少年	3	0	3	-
高校生		9	8	1	12.5
その他の学生		21	18	3	16.7
有職少年		4	9	△5	△55.6
無職少年		21	12	9	75.0
11歳以下		7	3	4	133.3
12歳		2	0	2	-
13歳		2	0	2	-
14歳		3	0	3	-
15歳		6	6	0	0.0
16歳		3	7	△4	△57.1
17歳		5	8	△3	△37.5
18歳		16	4	12	300.0
19歳		11	9	2	22.2
		21	16	5	31.3



(3) 少年の薬物乱用状況

- 薬物乱用少年は14人で、前年に比べて9人(180.0%)増加しています。
- 区分では、大麻事犯が13人、覚醒剤が1人で、近年、大麻が増加傾向にあります。

(人) 薬物乱用少年の年別推移



区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
総数(人)		10	3	1	3	2	7	4	14	5	14
大麻		0	1	0	1	0	6	2	12	5	13
覚醒剤		3	2	1	1	2	1	2	2	0	1
危険ドラッグ		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
シンナー等		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
M D M A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※大麻には、麻薬等特例法で検挙した大麻事犯を含む。

4 交通関係

(1) 少年の交通違反検挙・補導状況

- 交通違反で検挙・補導された少年は1,000人で、前年に比べて137人(12.0%)減少していますが、悪質交通違反(無免許運転・飲酒運転)は増加しています。
- 自転車の交通違反は、警報中の踏切立入り、イヤホンを使用しての運転、信号無視等の違反で、合計11人(前年比+5人)を検挙しています。

○ 交通違反

年次	種別	総数(人)	無免許	飲酒運転	速度違反	その他
4年		1,000	44	9	177	770
3年		1,137	23	4	219	891
	増減数	△ 137	21	5	△ 42	△ 121
	増減率(%)	△ 12.0	91.3	125.0	△ 19.2	△ 13.6

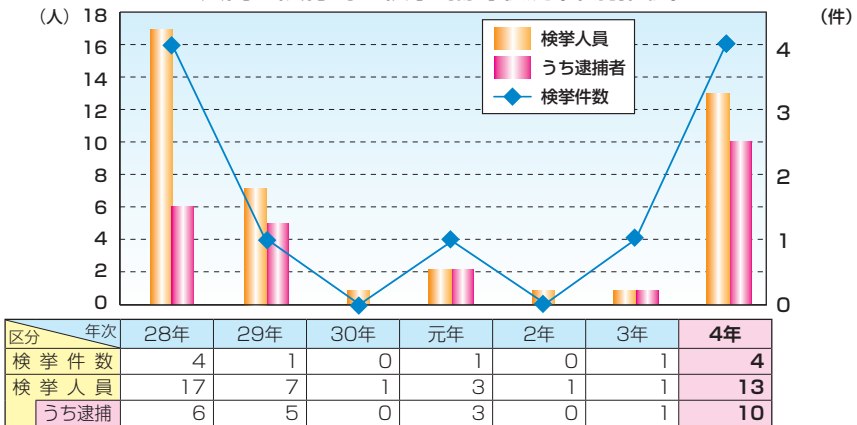
○ 自転車の交通違反

年次	種別	総数(人)	踏切立入り	イヤホン使用	ブレーキ不良	信号無視	通行禁止
4年		11	4	3	2	1	1
3年		6	4	2	0	0	0

(2) 暴走族等に係る「共同危険行為」の検挙・補導状況

- 共同危険行為で検挙・補導された少年の暴走族等は13人で、前年に比べて12人増加しています。
- 逮捕者は10人で、前年に比べて9人増加しています。

共同危険行為の検挙・補導状況(年別推移)



○ 逮捕者の学職別

年次	学職	総数(人)	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年
4年		10	0	0	0	0	8	2
3年		1	0	0	0	0	1	0
	増減数	9	0	0	0	0	7	2
	増減率(%)	900.0	-	-	-	-	700.0	-

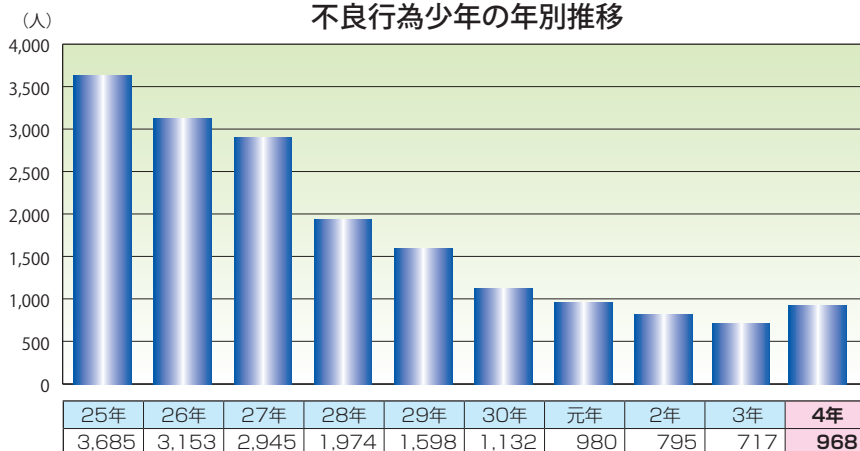
3 県下の非行情勢

5 不良行為少年

- 不良行為少年は、968人で、前年の717人に比べて251人(35.0%)増加しています。
- 近年は減少傾向にありましたが、令和4年は前年比増加に転じました。

学職・年齢 行為	総数(人)	学職・年齢							年齢								
		未就学	小学生	中学生	高校生	学生その他	有職少年	無職少年	11歳以下	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総数(人)	968	0	18	140	415	54	201	140	15	10	28	61	119	252	298	122	63
深夜はいかい	516	0	10	86	273	8	66	73	9	7	20	36	68	160	184	31	1
喫煙	335	0	1	28	93	32	124	57	0	1	3	12	33	71	89	75	51
飲酒	55	0	0	3	24	13	8	7	0	0	1	2	4	12	11	14	11
怠学	14	0	1	4	9	0	0	0	1	0	0	3	4	2	4	0	0
家出	13	0	0	8	3	1	0	1	0	0	4	3	2	3	1	0	0
不健全性の行為	13	0	0	5	7	0	0	1	0	0	0	4	3	3	2	1	0
暴走行為	7	0	0	0	4	0	2	1	0	0	0	0	0	1	5	1	0
粗暴行為	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
刃物等所持	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
金品持ち出し	4	0	2	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0
無断外泊	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
不良交友	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
性的いたずら	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

不良行為少年の年別推移



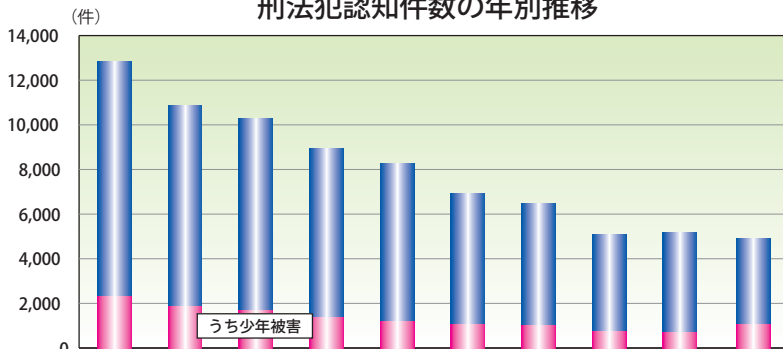
第4 少年の被害状況

1 少年被害の刑法犯認知件数

少年被害は 36.4%増加

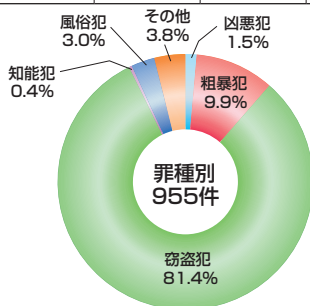
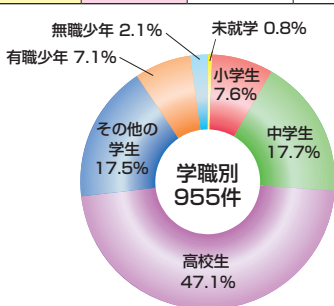
- 刑法犯の中で少年が被害者になった事件は 955 件で、前年に比べて 255 件（36.4%）増加しています。

刑法犯認知件数の年別推移



区分	年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
認知件数		12,836	10,879	10,274	8,923	8,288	6,932	6,498	5,081	5,187	4,944
うち少年被害		2,314	1,840	1,694	1,373	1,180	1,064	1,001	727	700	955

学職	罪種	総数(件)	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総数(件)		955	14	95	777	4	29	36
未就学		8	0	8	0	0	0	0
小学生		73	3	22	36	0	10	2
中学生		169	5	20	128	1	10	5
高校生		450	3	23	406	1	3	14
その他の学生		167	0	5	152	1	2	7
有職少年		68	1	10	48	1	3	5
無職少年		20	2	7	7	0	1	3



4 少年の被害状況

2 福祉犯

(1) 福祉犯の検挙状況

- 福祉犯の検挙人員は68人で、前年に比べ5人(6.8%)減少しています。
- 法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が32人で最も多く、全体の47.1%を占め、次いで少年保護育成条例違反が28人(41.2%)となっています。

年次	法令 総数(人)	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	少年保護 育成条例	風営 適正化法	児童 福祉法	二十歳未満 喫煙 禁止法	二十歳未満 飲酒 禁止法	大麻 取締法	覚醒剤 取締法	その他
4年	68	32	28	5	3	0	0	0	0	0
うち暴力団員	4	1	0	3	0	0	0	0	0	0
3年	73	39	25	2	2	4	1	0	0	0
うち暴力団員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減数	△5	△7	3	3	1	△4	△1	0	0	0
増減率(%)	△6.8	△17.9	12.0	150.0	50.0	△100.0	△100.0	-	-	-

(2) 福祉犯被害少年の状況

- 福祉犯被害少年は66人で、うち女子が53人で全体の80.3%を占めています。
- 学職別では、高校生が40人で最も多く、全体の60.6%を占め、次いで中学生が17人(25.8%)となっています。
- 福祉犯被害少年の中には、享乐的な風潮の影響を受けたり、規範意識の欠如、友人から誘われてなど、安易な気持ちで被害に遭うケースが多く見られます。

年次	学職	総数(人)	未就学	小学生	中学生	高校生	その他の 学生	有職少年	無職少年
4年		66	0	0	17	40	0	2	7
うち女子		53	0	0	13	33	0	0	7
3年		53	1	5	15	22	0	8	2
うち女子		43	0	2	15	20	0	4	2
増減数		13	△1	△5	2	18	0	△6	5
増減率(%)		24.5	△100.0	△100.0	13.3	81.8	-	△75.0	250.0

年次	法令	総数(人)	少年保護 育成条例	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	風営 適正化法	児童 福祉法	二十歳未満 喫煙 禁止法	二十歳未満 飲酒 禁止法	大麻 取締法	覚醒剤 取締法	その他
4年		66	29	26	7	4	0	0	0	0	0
うち女子		53	22	20	7	4	0	0	0	0	0
3年		53	21	24	1	2	4	1	0	0	0
うち女子		43	19	20	1	2	1	0	0	0	0
増減数		13	8	2	6	2	△4	△1	0	0	0
増減率(%)		24.5	38.1	8.3	600.0	100.0	△100.0	△100.0	-	-	-

(3) インターネット利用に起因する福祉犯の被害状況

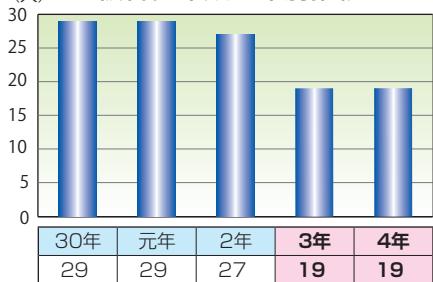
SNS利用に起因して被害に遭った少年は福祉犯被害少年の28.8%

- SNS利用に起因する福祉犯の被害少年は19人で、福祉犯被害少年の28.8%を占めています。
- 法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が14人で最も多く、全体の73.7%を占め、次いで、少年保護育成条例違反が5人(26.3%)となっています。
- 出会い系サイトを利用して少年が被害に遭った事件の検挙はありませんでした。

※「インターネット利用に起因する福祉犯」とは、被害少年がSNSや出会い系サイトにより被疑者と知り合ったものを指しています。

法令	区分	SNS		
		検挙件数	検挙人員	被害少年数
総数		31	20	19
児童買春・児童ポルノ禁止法		22	14	14
	うち児童ポルノ	21	13	13
少年保護育成条例		9	6	5

インターネット利用に起因する被害少年数の年別推移



◎ 学職別

高校生が最多で全体の57.9%を占め、次いで中学生が多い

- 学職別では、高校生が11人で最も多く、全体の57.9%を占めており、次いで中学生が7人で、全体の36.8%を占めています。

年次	学職	総数(人)	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年
4年		19	0	7	11	0	1
3年		19	1	8	10	0	0
増減数		0	△1	△1	1	0	1
増減率(%)		0.0	△100.0	△12.5	10.0	-	-

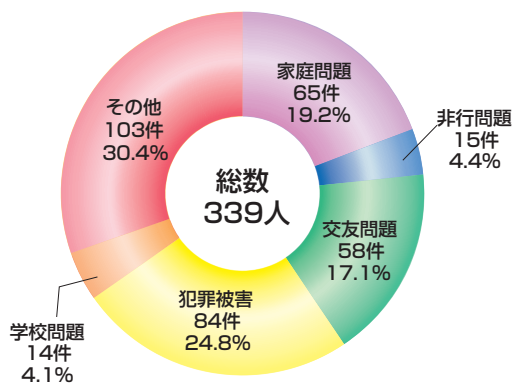
第5 少年相談

- 少年相談は、1,626件受理し、前年に比べて192件(13.4%)増加しています。
- 少年自身からの相談は339件で、前年に比べて31件(10.0%)増加しています。
- 保護者等からの相談は1,287件で、前年に比べて161件(14.3%)増加しています。

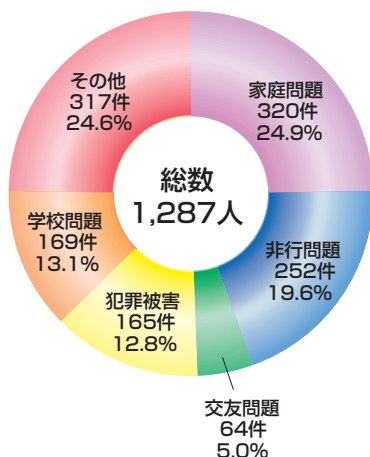
相談内容 年次	総数(件)	家庭問題	非行問題	交友問題	犯罪被害	学校問題 (いじめを含む)	その他
4年	1,626	385	267	122	249	183	420
3年	1,434	373	164	111	224	171	391
増減数	192	12	103	11	25	12	29
増減率(%)	13.4	3.2	62.8	9.9	11.2	7.0	7.4

※その他には、健康問題、自殺に関するもの等についての相談が含まれます。

少年自身からの相談



保護者等からの相談



第6 少年の非行防止・保護対策

非行少年を生まない社会づくり

熊本県警察では、少年の規範意識の向上及び社会のきずなの強化を図ることを目的に「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」や「少年を見守る社会気運の向上」に取り組んでいます。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

警察では、過去に非行を犯した少年やその保護者に対し、必要に応じて関係機関やボランティア等と連携し、

- 電話連絡や相談、家族へのアドバイス
 - 修学・就労に向けた支援
 - 農業体験、スポーツ活動など各種体験活動
- 等による立ち直り支援活動を実施しています。



学習支援



スポーツ活動（バレーボール）

少年を見守る社会気運の向上

少年が孤立して非行に走ることがないように地域社会全体で厳しくも温かい目で少年を見守る気運を醸成するために

- 通学時の積極的な声かけ・あいさつ運動
 - 街頭補導の実施及び少年への積極的な声かけ
 - 社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保
 - 肥後っ子テレホンによる相談受理
 - 官民連携した万引き防止対策
 - 非行防止教室等の開催
- 等の取り組みを行っています。



熊本中央地区少年警察ボランティア連絡協議会の活動
肥後っ子の居場所づくり事業
～非行・被害防止看板づくり～

保護者の方へ



子供は、もともとマニュアルどおりには行動しないものですし、親の思いどおりには反応してくれないものです。子供は日々成長していますが、子育てをすることで親自身も成長していくのです。家庭の中で子供と一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

子供の心を理解しましょう

思春期を迎えると、身体の成長に心の成長が追いつかず、子供の心は不安定で大きく揺れ動きます。

その特徴として

- 性や異性への興味が高まる
- 自我が強まって親や先生がうっとうしくなり、秘密を持つとする
- ちょっとしたことでも有頂天になったり深く傷ついたりする

等があげられます。

両親に対する反抗なども見られますが、いたずらに動揺したり、押さえつけたりする必要はありません。子供の自立や親離れが少しずつ始まっている表れです。子供を信じて温かく見守りましょう。

しかし、腫れ物に触るような接し方は好ましくありません。

子供の心を理解しながら冷静に判断しましょう。

問題行動には早めに対応しましょう！

子供さんに次のような変化はありませんか？

- 行き先を告げずに外出したり、帰りが遅くなる
- 買い与えていないものを持っている
- 言葉遣いが乱暴になる
- 片時もスマートフォンを離さず、SNSを使っている
- 学校や部活に行きたがらない
- 友人関係に変化がみられる
など・・・

「もしかしたら自分の子供が過ちを犯すかもしれない」という危機感
をもち、しっかり子供と向き合しましょう。

子供の問題行動には必ず何か原因があるものです。

親として何ができるのか、生まれてきてくれた子供の将来のために家
族みんなで話し合しましょう。

家庭は小さな社会です。
家庭内の小さな約束を守ることが、
規範意識を育てることになります。
決まりや約束を守ること、自分も守られ
ることを家庭内でしっかりと教えて、
よりよい生活習慣を身につけ
させましょう。



肥後っ子をまもる保護者教室

警察では、主に小学生や中学生の保護者を対象に「肥後っ子をまもる保護者教室」を開催し、少年非行の現状や、子供を非行に走らせないためにはどうしたらよいか、また、非行に走っている子供にどう対応したらよいかなどの情報を積極的に提供し、家庭での教育に役立ててもらっています。

～お問い合わせは各警察署生活安全課(係)まで～

児童虐待の現状

熊本県警察では、令和4年中、1,669人（身体的虐待322人、性的虐待9人、心理的虐待1,223人、ネグレクト115人）を児童相談所に通告しており、保護者による傷害事件等29件を検挙しています。
「児童虐待ではないか」と感じたら、児童相談所や市町村、警察に連絡してください。



あなたの連絡が虐待から子供を救うことにつながります。

「児童相談所全国共通3桁ダイヤル」

いちはやく

TEL 189 (通話料無料)

※最寄りの児童相談所につながります。

緊急の場合は、最寄りの警察署

または **110番**

児童虐待とは？

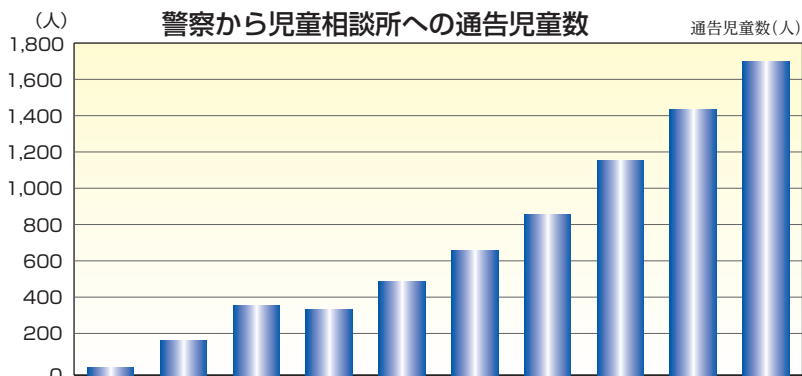
児童（18歳未満の者）に対して保護者（児童を現に監護している者）が**身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト**を行うことをいいます。

心理的虐待には、配偶者への暴力等（面前DV）によって子供に心理的な傷を負わせるものも含まれます。

また、虐待は、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待とその行為を保護者が放置する行為も含まれます。



警察から児童相談所への通告児童数



年次	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
通告児童数(人)	43	181	351	329	490	662	869	1,155	1,435	1,669

いじめ事案の現状

いじめの定義

児童生徒が、他の児童生徒から心理的又は物理的な影響を与えられる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、心身の苦痛を感じているものを言います。

◎いじめ相談受理状況

- 令和4年中のいじめ相談の受理件数は55件で、前年に比べて7件増加しています。
- 少年自身からの相談が8件で、保護者等からの相談が47件です。

区分 年次	相談件数	少年自身				保護者等			
		小学生	中学生	高校生	その他	相談対象の少年の学職			
						小学生	中学生	高校生	その他
4年	55	1	3	4	0	16	17	14	0
3年	48	1	3	1	0	10	23	8	2

少年の非行防止・保護対策

いじめは犯罪になるおそれがあります。
最寄りの警察署に相談してください。



悪口を言う、悪口メールを送信する	➔	名誉毀損罪、侮辱罪、 熊本県迷惑行為等 防止条例違反	被害者に金や物を 盗むように要求する	➔	窃盗罪、 強要罪
殺す、殴るなどの脅しの 言葉を直接言う、 脅迫メールを送信する	➔	脅迫罪	殴る蹴るの暴行を 加える、靴に画鋲 を入れる	➔	暴行罪、 傷害罪
被害者の持ち物 などを壊す	➔	器物損壊罪	カッターを 突きつけて脅す	➔	暴力行為等処罰に 関する法律違反、 銃刀法違反
被害者に金や物 を要求する	➔	恐喝罪	児童の陰部を撮影 する	➔	児童ポルノ製造罪、 強制わいせつ罪

薬物乱用防止対策

少年の薬物汚染は、全国的に覚醒剤・大麻を始め危険ドラッグなど様々な形で中・高校生、大学生を中心に乱用が続いており、熊本県内においても薬物乱用事犯が発生しています。

特に、近年は、大麻事犯での少年の検挙が全国的に増加しており、県内でも少年への大麻のまん延が危惧されています。

その背景としては、薬物に対する少年自身の抵抗感の希薄化が指摘されており、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を身に付けさせる必要があります。

熊本県警察においては、小学校高学年、中学生、高校生等を対象に**薬物乱用防止教室**を開催するほか、パネル、DVD、薬物標本等を搭載した薬物乱用防止広報車（すこやかゆっぴー君）を運用しています。

詳細は

熊本県警察ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/>

をご覧ください。

地域のイベント会場等にも出動します。お気軽にご相談ください。



薬物乱用防止教室

～薬物乱用防止広報車(すこやかゆっぴー君)の派遣要請の方法～

薬物乱用防止広報車を利用する際は、

◎ **肥後っ子サポートセンター**

(連絡先 096-381-0110)

◎ **各警察署生活安全課(係)**

に電話等で、事前に派遣予定の希望日等について、打ち合わせてください。



薬物乱用防止広報車の運用状況

インターネット利用による犯罪被害防止対策①

～フィルタリングを必ず設定しましょう！～

スマートフォン、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー等からインターネットに接続し、SNS等を利用して、親の知らない間に犯罪被害に遭ったり、非行に走ったりする子供が増加傾向にあります。

フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。

子供を犯罪被害や非行から守るために、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



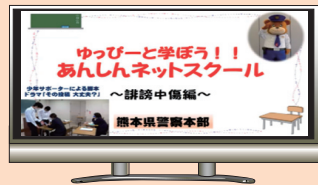
※「フィルタリング」とは、インターネット上の出会い系サイトなど有害情報の閲覧を制限する機能です。子供の携帯電話の使用にあたっては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」でフィルタリングサービスの利用が義務付けられています。

『YouTube』を活用した広報啓発用動画を配信中です!!

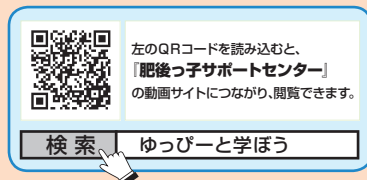
SNS等に起因する子供の非行や犯罪被害、ネットトラブルなどは依然として絶えない状況です。

そこで、熊本県警察では、SNS等に起因する子供の非行や犯罪被害の防止を目的とした啓発動画『**ゆっぴーと学ぼう!!** あんしんネットスクール』を熊本県警察ホームページに掲載しています。

ご家庭におきましても、親子で視聴し、家庭でスマホ等のルールを見直すきっかけにしてください。



動画の検索方法



- 第1弾 自画撮り被害編
- 第2弾 フィルタリング編
- 第3弾 ルール作り・ペアレンタルコントロール編
- 第4弾 闇バイト編
- 第5弾 誹謗中傷編
- 第6弾 オンラインゲーム編
(アカウント売買・アカウント乗っ取り・高額課金)

インターネット利用による犯罪被害防止対策②

～子供としっかり向き合みましょう～

保護者の方へ

保護者が、日頃からインターネットに潜む危険を教え、必ずフィルタリングを設定し、子供のスマートフォンの利用状況をしっかり把握することが大切です。

「うちの子に限って」と安心してはいけません。「スマートフォンやインターネットのことは分からない」と放任することなく、家族でネットリテラシー（ネットを正しく使う知識・能力）について話をする機会を作るなど、保護者が積極的に子供と向き合みましょう。

約6か条
スマホの
約束

- あ 会わないで！（知らない人と）
- と 撮らないで！（自分の裸を）
- が 画像を送らないで！
- こ 個人情報を載せないで！
- わ 悪口を書き込まないで！
- い いじめないで！（ネットを使って）

【スマホに弱い大人の教科書】

熊本県警察では、SNS等による非行や犯罪被害から子供を守るため、保護者向け啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」を制作し、熊本県警察ホームページに掲載していますので、是非、家庭や学校でお役立てください。（熊本県警察ホームページ⇒安全な暮らし⇒肥後っ子サポートセンター内）



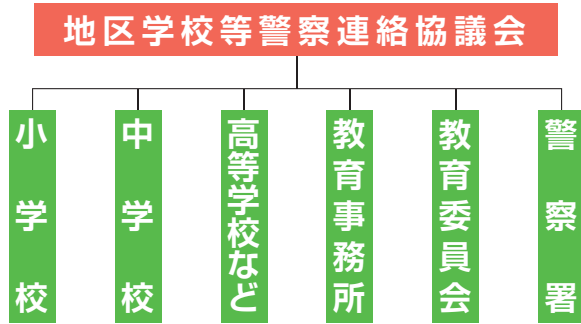
自撮り被害防止のための啓発ポスター
イラスト：熊本県在住漫画家 鹿子木 灯 氏



QRコードから簡単にアクセスできます。

学校等警察連絡協議会

1 組織



2 活動内容

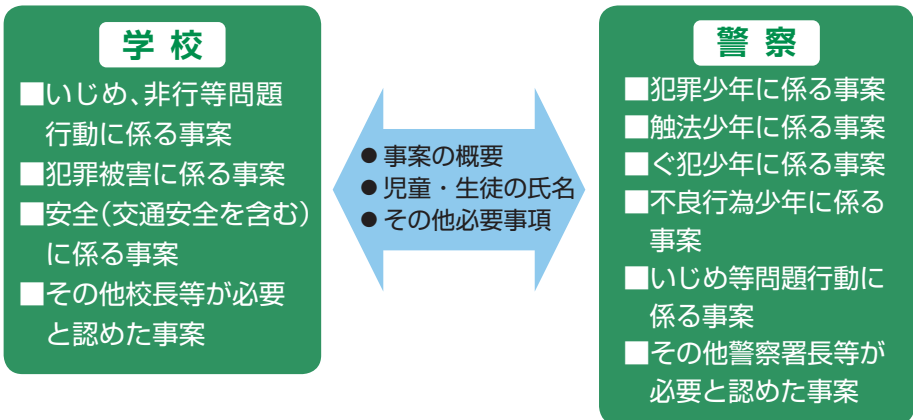
警察では、学校、教育委員会等と協力して、原則警察署を単位とする「学校等警察連絡協議会」を構築し、児童生徒の非行防止、健全育成及び被害回復に向けた支援活動等を積極的に行っています。

熊本県学校・警察相互連絡制度

1 趣旨

学校と警察では、非行等の問題行動について、日常的な意見交換はもとより個々の問題行動等を相互に連絡し、児童生徒の非行防止、被害防止及び安全確保に関する具体的な連携を行うため、「熊本県学校・警察相互連絡制度」を平成16年4月から運用しています。

2 仕組み



少年の非行防止・保護対策

6 少年の非行防止・保護対策

少年警察ボランティア

少年補導員

非行少年や不良行為少年の早期発見・補導及び少年相談並びに少年に有害な環境の浄化活動等に関する地域活動を行っています。

県下の警察署で833人の方々を警察署長が委嘱しています。



街頭キャンペーン

少年の非行防止・保護対策



少年指導委員研修会

少年指導委員

主として、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年を補導し、少年の健全育成に資する活動を行っています。県下で55人の方々を公安委員会が委嘱しています。

また、定期的にロールプレイング等の研修も行っています。

少年サポーター

警察からの指導又は助言のもと、問題を抱える少年や被害少年に対する家庭訪問活動等を行い、継続的な指導や支援活動を行っています。

県下で12人の方々を警察本部長が委嘱しています。



街頭キャンペーン

サイバー少年補導員

インターネットを利用する少年を犯罪被害から守るため、サイバーパトロールを行い、SNSに投稿された不適切な書き込みに対して、管理者に通報（削除要請）を行っています。

県では少年補導員の中から2人の方を警察本部長がサイバー少年補導員に指定しています。



サイバー少年補導員研修会

スクールサポーター

警察官OBが、警察本部生活安全企画課、熊本市内、大津、宇城、八代警察署を活動拠点として学校へ出向き、教諭等と連携しながら児童生徒の非行事案への対応、いじめ、校内暴力事案等に対する指導・助言を行うとともに、非行防止教室の開催、学校や通学路における児童の安全確保等の活動を行っています。

県下で11人が活動しています。



学校教諭への指導・助言

少年事件手続きの流れ(概要)

事件発生

警察

非行のある少年が判明したら、取調べ(逮捕する場合もあります。)や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

特定少年(18・19歳の犯罪を犯した少年)は、検察庁に全事件を送ります。

14~17歳の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14~17歳の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。



検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にすることがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判(大人の事件でいう裁判)を開始するかどうかを決定します。

保護処分(刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分)が必要であると認められる場合は、審判手続きを開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続きを開始せず、終了します。

=審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

=逆送事件



児童自立支援施設への入所や里親への委託等

少年の非行防止・保護対策



少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります(2週間～最大8週間)。

＝観護の措置

審判



検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

保護処分

●少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

① 第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。

② 第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。

③ 第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

このほか、少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を収容する第四種少年院、特定少年のときに2年の保護観察処分を受けた者が、その遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められる場合に、当該者を収容する第五種少年院があります。各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

●児童自立支援施設・児童養護施設送致(特定少年を除く。)

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

●保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導援護する保護観察の処分にします。

刑事処分

●死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期刑を科します。

●無期懲役・禁錮

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期刑をもって処断すべき時は、無期刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

●有期懲役・禁錮

有期刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します(特定少年を除く。)。この場合、短期は10年、長期は15年を超えることはできません。

●罰金刑

6 少年の非行防止・保護対策

肥後っ子サポートセンター

熊本県警察では、肥後っ子サポートセンターを中心として、非行少年や不良行為少年、被害少年に対し、継続的な立ち直りへの支援活動等を行っています。

※ 令和4年中は28人の少年（非行少年等20人、被害少年8人）に対して継続的な支援活動を行いました。

1 非行少年に対する立ち直り支援活動

非行を繰り返す少年に対して、関係機関と連携を図りながら立ち直り支援活動を行っています。



2 不良行為少年の発見及び継続補導

深夜はいかい等の問題行動を繰り返す少年に対して、定期的な家庭訪問、保護者に対する指導・助言、関係機関と連携したサポート活動を行っています。



3 被害少年の保護、支援活動

関係機関と連携を図りながら、被害少年宅への訪問や電話連絡等による集中した立ち直り支援活動を行っています。

4 各種体験活動の実施

少年の立ち直り支援を推進するために少年警察ボランティアや地域の方々の協力を得て、「生産活動」、「農業体験活動」、「社会参加活動」等の各種体験活動を行っています。



農業体験活動

5 肥後っ子テレホンなどによる少年相談業務

- 非行に関わる相談
- 家出や夜遊びなどの不良行為の相談
- 犯罪被害やいじめなどの相談

を少年自身や保護者から電話や来訪により受け付けています。



肥後っ子テレホン

肥後っ子サポートセンター

肥後っ子
テレホン



0120-02-4976

096-384-4976

ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/52076.html>

メールアドレス

higokko@police.pref.kumamoto.jp

ご相談はお気軽に！

相談受付 平日午前8時30分～午後5時15分（年末年始の休みを除く。）

※ メールでの相談の場合、内容や休日等により返信が遅くなることがあります。

青少年育成関係機関のご紹介

◎ 熊本県警察本部(生活安全部生活安全企画課) TEL(096)381-0110

- 肥後っ子サポートセンター TEL(096)384-4976
- 同 上 城南分室 TEL(0965)33-0110
- 各警察署(少年係、生活安全係)、交番、駐在所
- 熊本県防犯協会連合会——各地区防犯協会
- 熊本県少年警察ボランティア連絡協議会——各地区少年警察
ボランティア連絡協議会

◎ 熊本県(環境生活部県民生活局くらしの安全推進課) TEL(096)383-1111

- 熊本県青少年育成県民会議
- 青少年育成市・町・村民会議

◎ 熊本県教育庁(教育政策課、社会教育課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、学校安全・安心推進課、体育保健課) TEL(096)383-1111

- 各教育事務所
- 市町村教育委員会

◎ 青少年センター

- 熊本市青少年教育課
(青少年センター) TEL(096)328-2759
- 荒尾市少年指導センター TEL(0968)66-1373
※ ヤングテレホンあらかし TEL(0968)66-2214
- 玉名市青少年センター TEL(0968)75-1313
- 宇土市青少年センター TEL(0964)22-6510
※ ヤングテレホンうと TEL(0964)23-1139
- 八代市人権政策課青少年室 TEL(0965)30-1701
※ ヤングテレホンやつしろ TEL(0965)30-1700

◎ 児童相談所

- 熊本県中央児童相談所 TEL(096)381-4451
- 熊本県八代児童相談所 TEL(0965)33-3247
- 熊本市児童相談所 TEL(096)366-8181

ひとりで悩むの、もうやめよう!!

肥後っ子テレホン



いじめのこと・家庭のこと・友達のこと



オーニッコリ ヨクナロー
0120-02-4976



サーハヨー ヨクナロー
096(384)4976

熊本県警察本部生活安全企画課
肥後っ子サポートセンター
